

平成 16 年 4 月 27 日

TMI 総合法律事務所

## 改正下請法について

### 1. はじめに

#### 1.1 目的

このメモは、平成 16 年 4 月 1 日に施行された改正下請法（正式名称「下請代金支払遅延等防止法」、以下「下請法」という）の概要を説明することを目的としています。この度の改正により下請法の適用範囲は大幅に拡大され、日本においてビジネスを行っている多数の会社に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、全ての会社にとって、改正下請法の基本的な考えを理解することは必須と言えるでしょう。

#### 1.2 下請法改正の経緯

下請法は、親事業者による優越的地位の濫用等の不公正な取引方法を規制するために昭和 31 年に制定された法律で、独占禁止法の特別法にあたります。下請法は、優越的地位の濫用にあたる行為を類型化して特定し、規制の方法やその強制手段を簡素化することによって、下請代金の支払の遅延を防止し、交渉時における親事業者と下請事業者との力関係の差を平準化することを目的としています。

なお、同法の運用に関する監督の権限は、公正取引委員会及び中小企業庁が有しています。

#### 1.3 2003 年改正

2003 年改正は、近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に鑑み、下請法の適用の対象となる取引に役務等を追加すること等を内容として制定されました。同時に、強制力も強化されました。

2004 年 4 月 1 日の施行に伴い、同日以降になされた取引は改正法の適用対象となります。他方、同日以前になされた取引については、改正前の下請法のみが適用されます。<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 罰金の上限額の引き上げに関する改正のみ、2003 年 7 月 18 日に既に施行されています。

基本契約が締結されている取引においては、個別の委託契約が締結された日を基準として適用される法律が定まることとなります。

このメモは、2004年4月1日現在の情報に基づいています。情報は随時更新されていることにご留意下さい。

## 2. 改正下請法

### 2.1 概要

下請法は、同法上規定された一定の種類の委託契約のみに適用されることを基本としている。さらに、親事業者と下請事業者の双方に対し資本金要件があり、一定の要件を充たす当事者のみが適用対象となる。

適用対象とされた場合、当該取引における親事業者は、下請法上一定の義務を課せられ、かつ一定の行為を禁止される。

[注：今回の改正により新たに追加又は修正された規定については、イタリック体で記載しています]

### 2.2 対象となる取引

下請法は、下請法の適用対象となる取引の範囲を（1）製造委託、（2）修理委託、（3）情報成果物作成委託、（4）役務提供委託と定めている。

#### （A）製造委託（*金型製造委託につき、新たに追加*）

「製造委託」とは

- （1） 物品の販売を業として行っている事業者が、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む）の製造（加工を含む、以下同じ）を他の事業者へ委託する場合
- （2） 物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む）の製造を他の事業者へ委託する場合

- (3) 物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合
- (4) 自家使用又は自家消費する物品を社内で業として製造している事業者が、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む）の製造を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合<sup>2</sup>

## (B) 修理委託

「修理委託」とは、

- (1) 物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合。
- (2) 自家使用する物品を自家修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者<sup>2</sup>に業として委託する場合

## (C) 情報成果物作成委託（新たに追加）

「情報成果物作成委託」とは、

- (1) 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合
- (2) 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合
- (3) 自家使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合<sup>3</sup>

(a) 「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) プログラム  
例：テレビゲームソフト、会計ソフト
- (2) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの  
例：テレビ番組、映画

---

<sup>2</sup> 例えば、機械製造業者が、自家使用する機械をも自家製造している場合に、その機械の全部又は一部の製造を他の事業者<sup>2</sup>に委託する場合がこれにあたる。

<sup>3</sup> 例えば、事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者<sup>2</sup>に委託する場合がこれにあたる。

- (3) 文字、図形もしくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの 例：設計図、コンサルティングレポート、広告
- (4) 前3号に類するもので政令で定めるもの（現時点ではかかる政令は定められていない）

(b)「提供」とは、事業者が、他社に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、物品等の付属品として提供される場合、物品に内蔵されて提供される場合、デザインを完成製品として提供する場合も含まれる。情報成果物の提供が、純粋に無償の場合には「業として行う提供」には当たらない。

(c) 情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者へ委託する場合、情報成果物作成委託にはあたらない。また、このような場合、当該役務は委託事業者が自ら用いる役務であるため「役務提供委託」にも該当しないことから（下記(D)(b)参照）このような取引は、下請法の適用対象とならない。

#### (D) 役務提供委託（新たに追加）

「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

- (a) 役務の範囲は定められていないため、別段の規定がない限り<sup>4</sup>、下請法は全ての役務を対象とする。
- (b) 下請法は、受託事業者が、委託事業者に代わって、第三者に直接役務を提供する場合にも適用がある。

他方、委託事業者が自ら利用する役務を他の事業者へ委託する場合は、適用対象とならない。

- (c) 他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば下請法の対象とならないが、その役務が他者に有償で提供する物品・役務等の一部として提供される場合には対象となる。

---

<sup>4</sup> 下請法は、建設業を営む者が業として請け負う建設工事について、明示的に対象から除外している。

## 2.3 適用対象となる当事者

(A) 上記の各類型の委託は、当事者間に下記に掲げる関係がある場合、下請法の適用対象となる：

- (1) 製造委託、修理委託及び下記(2)において除外されている委託
  - (a) 資本金 3 億円超を有する法人事業者(「親事業者」という)が、資本金 3 億円以下を有する法人事業者又は個人事業者(「下請事業者」という)に対して委託する場合
  - (b) 資本金 1 千万円超 3 億円以下を有する法人事業者(親事業者)が資本金 1 千万円以下を有する法人事業者又は個人事業者(下請事業者)に対して委託する場合
  
- (2) 情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く)及び役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)
  - (a) 資本金 5 千万円超の法人事業者(親事業者)が資本金 5 千万円以下の法人事業者又は個人事業者(下請事業者)に対して委託する場合
  - (b) 資本金 1 千万円超 5 千万円以下を有する法人事業者(親事業者)が資本金 1 千万円以下を有する法人事業者又は個人事業者(下請事業者)に対して委託する場合

(B) トンネル会社

親事業者はいわゆるトンネル会社を設立することにより下請法の規制を免れることはできない<sup>5</sup>。すなわち、委託契約の一方の当事者がトンネル会社の定義に該当し、かつ、その親会社が直接当該委託契約の相手方を対象として同様の委託契約を締結していたならば、当該委託契約は下請法の適用対象となっていたという関係がある場合は、資本金要件を充たさないにもかかわらず、その子会社等が親事業者とみなされ、当該委託契約について下請法が適用されることとなる。

(C) グループ会社

---

<sup>5</sup> トンネル会社とは、(1) 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合であって、(2) 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合の子会社等をいう。

下請法はグループ会社又は関連会社間の取引であっても適用が除外される訳ではない。もっとも、公正取引委員会は、実質的に同一会社内での取引と見られる場合は、従来から運用上問題としていない。

## 2.4 親事業者の義務

下請法の適用下において、親事業者には次の義務が課せられている：

- (A) 発注に際して必要的記載事項を全て記載している書面を直ちに<sup>6</sup>下請事業者に交付する義務(3条)(修正あり)<sup>7 8</sup>
- (B) 下請事業者に対し下請法の適用を受ける委託をした場合は給付の内容や、下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務(5条)<sup>9 10</sup>
- (C) 下請事業者との合意の下、下請代金の支払期日を、成果物等を受領した日から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める義務(2条2項)
- (D) 下請代金をその支払期日までに支払わなかった時は、下請事業者に対し、成果物等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払をするまでの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務(4条の2)

(A)に関する補足：

下請法は、必要的記載事項を全て記載している書面を直ちに下請事業者に交付しなければならないとする。

しかし、例外規定が存在する(新たに追加)。発注書面の記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、当該事項を記載せずに、それ以外の事項を記載した書面を交付することが認められる<sup>11</sup>。この場合には、記載しなかった事項について、(1)内容が定められない理由及び(2)内容を定めることとなる予定期日を

<sup>6</sup> 「直ちに」とは、文字通り「即時に」を意味する。合意時から正式な契約書の作成までに時間を要する場合であっても、合意時に契約条件を記載した書面が交付されなければならない。

<sup>7</sup> 必要的記載事項については、別紙1参照。

<sup>8</sup> これらの書面は、電磁的方法により交付することもできる。その要件については、別紙3.1参照。

<sup>9</sup> 記載事項については、別紙2参照。

<sup>10</sup> これらの書面は、電磁的方法により作成・保存することもできる。その要件については、別紙3.2参照。

<sup>11</sup> 「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由である。

当初書面に記載しなければならない。この場合、親事業者は、当初書面に記載されなかった事項について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面を交付する必要がある、これらの書面については当初交付書面と新たに交付された書面について相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

## 2.5 親事業者の禁止事項（4条）

下請法が適用される取引については、親事業者は、次の行為を禁止される：

- (A) 正当な理由なく注文した物品等の受領を拒むこと
- (B) 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと
- (C) 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金を減額すること
- (D) 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付を受領した後に引き取らせること
- (E) 類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
- (F) 正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること（*役務の強制利用につき、新たに追加*）
- (G) 下請事業者が親事業者の親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
- (H) 有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に下請代金額から控除し、又は下請事業者を支払わせること
- (I) 一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること（手形サイトは、繊維業では90日、その他の業種では120日以内としなければならない）
- (J) 自己のために金銭、労務その他経済上の利益を提供させること（*新たに追加*）<sup>12</sup>
- (K) 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、注文内容を変更し、又は給付を受領後にやり直しをさせること（*新たに追加*）<sup>13</sup>

## 2.6 親事業者の下請法違反に課せられる制裁

---

<sup>12</sup> 親事業者が、協賛金等の名目の如何を問わず、下請代金の支払いとは独立して金銭や労務を提供することを下請事業者に対して要求する場合、当該親事業者は、それらの提供が下請事業者にとって直接の利益となることを明確にしない限り、本条項の違反を問われる危険がある。

<sup>13</sup> 給付の内容に対する変更の有無は、委託時に交付した書面の記載を根拠に判断される。また、親事業者が追加の作業について発生する費用を支払ったり、下請事業者と誠実に交渉して合意の上でやり直しをする場合には、本条項の違反とならない。

(A) 報告・立入検査(9条)

公正取引委員会は親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、事業所に立入り、検査を行うことができる。

(B) 中小企業庁による調査(6条)

中小企業庁は、違反親事業者に対して、調査を行うとともに、違反の事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し適切な措置をとることを請求することができる。

(C) 改善勧告(7条)

公正取引委員会は、違反親事業者に対して、違反行為をやめること、原状回復措置を講ずること、その他必要な行為をとることを勧告することができる<sup>14</sup>。現行法では、勧告に従わない場合のみ、その旨を公表してきたが、改正下請法の施行後は、違反親事業者が勧告に従うか否かに関わらず公表を行うことができることとなる(修正)。

(D) 罰則(10-12条)

次のような場合は、行為者は上限50万円までの罰金を裁判所により課せられる(罰金の上限につき引き上げあり):(1)親事業者による書面の交付義務違反(2)書類の作成及び保存義務違反(3)報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告(4)立入り検査の拒否、妨害、忌避<sup>15</sup>

公正取引委員会は、上記の権限のみを有し、下請事業者への損害賠償を認定したり、親事業者に対して、かかる損害賠償を下請事業者に対して支払うよう命じる権限は有していない。

### 3 下請法に関するその他の事項

(A) 年1回の質問調査

親事業者の違反行為について、申告できる者の資格は何ら制限されないが、下請事業者の事業は親事業者に依存していることが多いため、実際には下請事業者からの違反申告は期待できず、公取が下請法違反を察知することは困難である。

---

<sup>14</sup> 改正前の法律では、公取の権限は一定の事項に限定されていたが、改正後は、予防的措置も含めて、違反に対応するために必要な措置をとることができるようになった。

<sup>15</sup> 両罰規定が存在する。すなわち、行為者個人に加えて、会社も同様に罰せられる。

そこで、公取は、毎年1回、下請取引を行っていることが判明している親事業者および下請事業者に対して、下請取引の実態に関するアンケート調査を行っている。発覚した下請法違反事案は、これらの調査を端緒とするケースがほとんどである。

(B) 国際取引

下請法の適用対象となりうる取引の一方当事者が海外の事業者である場合、下請法の解釈としては、同法が適用されるのは、下請事業者が国内業者である場合に限られる。

(C) ガイドライン

改正下請法の適用対象となる取引や親事業者の義務等について、公取は詳細なガイドラインを作成している。これらは現時点では日本語版しか発行されていないが、要望があれば、英語に翻訳することも可能である。

以 上

## 別紙 1：発注時に交付する書面における必要的記載事項

親事業者が、発注時に下請事業者に交付することが義務づけられている書面において、法律上記載することが必要とされている事項には、以下が含まれる。

1. 新規事業者及び下請事業者の名称
2. 委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する日と場所
5. 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
6. 下請代金の額  
手形を交付する場合は、その手形の金額と手形の満期
7. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

注：取引条件について基本的事項が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となる。この場合には、親事業者は、かかる通知と個別委託に際して発行される発注書面との関係を明記しなければならない。例えば、発注書面に「下請代金の支払方法等については 年 月 日発行の『支払方法等について』という通知によるものである」ことなどを付記しなければならない。

## 別紙 2：作成・保存が義務づけられている書面における必要的記載事項

親事業者が作成・保存を義務づけられている書面において記載しなければならない主な事項には、以下が含まれる。

1. 下請事業者の名称
2. 委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する期日及び場所
5. 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日
6. 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
7. 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
8. 下請代金の額、支払期日
9. 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
10. 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
11. 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
12. 原材料等を親事業者から購入させた場合は、その品名・数量・対価及び引渡の日並びに決済をした日及び決済の方法
13. 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
14. 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

## 別紙 3：電磁的方法利用のための要件

### 3.1 発注時に交付する書面

- ( 1 ) 書面又は電磁的方法による下請事業者の承諾
- ( 2 ) 親事業者が、下請事業者に対し、情報を提供し、記録する方法を通知すること
- ( 3 ) 親事業者が、指定された方法により、情報を提供すること
- ( 4 ) 下請事業者が、情報を紙媒体に印刷することが可能であること

### 3.2 作成・保存書面

- ( 1 ) 書面の作成・保存が義務づけられる事項について加えられた修正が認識可能であること
- ( 2 ) 画面および印刷した状態で、情報を確認することが可能であること
- ( 3 ) 下請事業者の名称、発注日等の条件で検索機能が付いていること